

化学物質の取り扱いについて周知依頼 しました

十日町労働基準監督署では、平成 28 年 6 月 3 日付けで、十日町地区自動車整備協会長、十日町鉄工業協同組合代表理事に対して、化学物質の取り扱いに関する労働安全衛生法の周知等について依頼しました（内容は別添の通り）。

これは平成 25 年に労働安全衛生法が改正されたことにより、平成 28 年 6 月 1 日から、安全データシート（SDS）の交付義務の対象である 640 物質について、化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討するものです。

業種、事業場規模に関わらず、対象となる化学物質の製造・取り扱いを行うすべての事業場が対象となりますので、化学物質を取り扱う事業者の方は、改正内容を踏まえた適切な健康障害防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

要請時に添付した主な資料等について

- 労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう（パンフレット）

※検索サイトで題名を入力して検索すると掲載ページに行くことができます。

- 640 物質について

厚生労働省ホームページ「職場の安全サイト」に掲載していますので、ご活用ください。

別添
十日町基署発 0603 第 1 号
平成 28 年 6 月 3 日

十日町地区自動車整備協会長 殿

十日町労働基準監督署長

化学物質の取り扱いに関する周知依頼について

労働基準行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組み（リスクアセスメント）が義務化されました。

また、平成 27 年 6 月 10 日に公布された労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質も拡大され、いずれも平成 28 年 6 月 1 日に施行されたところです。

これにより、対象となる労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 9 に掲げる 640 の化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じていくことが必要となります。

つきましては、貴会員事業場において、化学物質による健康障害防止対策が適切に講じられますよう別添パンフレットを参考に改正内容の周知をお願いいたします。

照会先

十日町労働基準監督署 監督・安衛課

〒948-0073 十日町市稲荷町 2 丁目 9 番地 3

TEL 025-752-2079 FAX 025-752-3864

十日町基署発 0603 第 1 号
平成 28 年 6 月 3 日

十日町鉄工業協同組合 代表理事 高橋 章 殿

十日町労働基準監督署長

化学物質の取り扱いに関する周知依頼について

労働基準行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組み（リスクアセスメント）が義務化されました。

また、平成 27 年 6 月 10 日に公布された労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質も拡大され、いずれも平成 28 年 6 月 1 日に施行されたところです。

これにより、対象となる労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 9 に掲げる 640 の化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じていくことが必要となります。

つきましては、貴会員事業場において、化学物質による健康障害防止対策が適切に講じられますよう別添パンフレットを参考に改正内容の周知をお願いいたします。

照会先

十日町労働基準監督署 監督・安衛課

〒948-0073 十日町市稲荷町 2 丁目 9 番地 3

TEL 025-752-2079 FAX 025-752-8864